

# 令和8年度鶴岡市地方就職支援金交付要綱

令和8年4月1日告示第247号

## 1 目的及び交付

市長は、本市への移住及び定住を促進するため、地方就職学生に対し、令和8年度山形県地方就職学生支援事業交付金交付要綱（令和8年4月1日付け雇第10号山形県産業労働部長通知）、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で地方就職支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

## 2 交付対象者及び交付要件等

支援金の交付の対象となる者は、次の全ての要件を満たすものとする。

### (1) 移住等に関する要件

#### ア 移住元に関する要件

(ア) 大学又は大学院（以下「大学等」という。）の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうち、条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）を除く地域のキャンパスに原則として4年以上在学し、当該大学を卒業し、又は修了していること。ただし、第3項の交通費（以下単に「交通費」という。）については、在学中であり卒業見込みである場合も対象とする。

(イ) 大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。

#### イ 移住先に関する要件

(ア) 市内に移住したこと。ただし、交通費については、山形県に所在する企業に就

職することが内定している場合も対象とする。

- (イ) 支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。
- (ウ) 鶴岡市に、支援金の申請日から1年以上、継続して居住する意思を有すること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に次号の要件を満たす企業等に就職し、鶴岡市に移住する意思を有していること。

#### ウ その他の要件

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) 日本人である、又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (ウ) その他山形県及び鶴岡市が支援金の対象として不相当と認める者でないこと。

#### (2) 就業に関する要件

##### ア 就業先に関する要件

- (ア) 勤務地が山形県内に所在する企業等に、前号ア(ア)の要件を満たす大学等を卒業・修了してから1年以内に就職していること。
- (イ) 原則として勤務地が山形県内に所在すること。
- (ウ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業に該当しないこと。
- (エ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- (オ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

##### イ 就業条件等に関する要件

- (ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること（在学中に交通費を申請する場合にあつては、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。）。

- (イ) 鶴岡市を中心とした勤務を基本とする採用であること。
- (ウ) 東京圏への勤務を前提としない採用であること。
- (エ) 在学中に就職活動等にかかる経費を申請する場合は、(ア)から(ウ)までの条件に該当する者として採用される予定であること。

### 3 交付対象経費

交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、山形県内企業に就職するための採用面接又は採用試験（以下「採用面接等」という。）に係る往復の交通費（住所地から採用面接等の会場までの交通費をいう。）（就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等に就業する場合を除く。）及び市内への移住に係る移転費とする。

### 4 支援金の額

支援金の額は、次の額の合計額（交付対象経費に対し、国、都道府県、市町村その他の公的支援機関等から交付された助成金等及び就職することが内定した企業又は就業中の企業から支給された交通費及び移転費がある場合にあっては、これらの合計額を差し引いた額）とし、支援金の額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

- (1) 交通費 山形県内への就職又は山形県内の内定企業に係る採用面接等の会場までの交通費（公共交通機関を利用した際に発生するものに限る。）の額に2分の1を乗じて得た額とし、1万1,900円を限度とする。
- (2) 移転費 鶴岡市内への移転のために引越業者又は運送業者への支払に要した金額とし、8万1,500円を限度とする。

### 5 交付申請

支援金の交付を受けようとする者は、令和8年4月1日から令和9年2月26日までに、次に掲げる書類を市長に申請しなければならない。この場合において、市長は、規則第21条の規定により、規則第3条に規定する補助金等交付申請書、事業計画書及び収支予算書の添付を省略することができる。

#### (1) 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書類

- ア 交通費のみを申請する場合 地方就職支援金交付申請書（様式第1号）
- イ 移転費のみを申請する場合 地方就職支援金交付申請書（様式第1号の2）
- ウ 交通費及び移転費を申請する場合 地方就職支援金交付申請書（様式第1号の

3)

- (2) 写真付き身分証明書（提示により本人確認ができる書類）
- (3) 卒業・修了証明書（卒業・修了日から就業開始日が1年以内のもの）、在学中に交通費を申請する場合は在学証明書（卒業学年である確認が取れるもの。学年の記載がない場合は、発行済みの証明書に加筆・捺印すること。）
- (4) 就職活動等に係る経費（交通費）、移住に係る経費（移転費）の領収書等
- (5) 就業証明書（地方就職学生支援金の申請用）（様式第2号）
- (6) 鶴岡市を中心とした勤務を基本とする採用であることが確認できる資料（募集要項、雇用契約書等）
- (7) 移住元の住所が確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書、卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴がわかる書類、卒業年度の複数月の公共料金領収書等）
- (8) 地方就職支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号及び名義人名）が確認できるものに限る。）
- (9) 市請求書
- (10) その他市長が必要と認める書類

## 6 交付決定

市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、地方就職支援金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。この場合において、市長は、規則第21条の規定により、当該申請をもって規則第13条の規定による実績報告があったものとみなし、規則第14条の規定による支援金の額の確定を省略することができる。

## 7 支援金の返還

市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、当該交付を受けた者に対し、支援金の全額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気、その他のやむを得ない事情があるものとして市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽その他不正な手段により支援金の交付を受けた場合

(2) 次のいずれかに該当する場合

ア 在学中に交通費を申請する場合であって、申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

イ 在学中に交通費を申請する場合であって、申請日から1年以内に鶴岡市に転入しなかった場合。ただし、申請時に既に鶴岡市に住民票がある場合を除く。

(3) 就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合。ただし、退職日から3月以内に山形県内の別の企業に就業する場合を除く。

(4) 鶴岡市への申請日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から1年以内で鶴岡市から転出した場合

## 8 帳簿等の保管

規則第18条に規定する帳簿及び証拠書類の保管期間は、令和13年度の末日までとする。

## 附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。